

議案第7号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について

次のとおり外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、<u>その派遣先の勤務に対して報酬（人事委員会規則で定めるものを除く。以下同じ。）が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する在外公館に勤務する外務職員（外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員をいう。）であるとした場合に支給される給与（人事委員会規則で定めるものに限る。）の年額（以下「外務職員給与年額」という。）に満たないときは、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣の期間中、当該外務職員給与年額（派遣先の勤務に対して報酬が支給さ</u></p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員以外のもの（以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ<u>100分の70</u>を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p>

れる場合にあつては、当該外務職員給与年額から報酬年額を減じた額)を超えない範囲内で、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ全部又は一部を支給する。

2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員には給与を支給しない。

3 略

2 一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適當であると人事委員会が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該一般の派遣職員には給与を支給しない。

3 略

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。